

監査関係例規

○松戸市監査委員に関する条例

昭和46年7月3日

松戸市条例第23号

全部改正

改正 平成3年9月27日条例第16号

平成30年3月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、本市の監査委員（以下「委員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常勤の委員)

第2条 法第196条第5項の規定により、識見を有する者のうちから選任する委員のうち1人を常勤とする。

(代表監査委員)

第3条 識見を有する者のうちから選任する委員のうち、前条の規定により常勤となる者を代表監査委員とする。

(議員のうちから選任する委員の数)

第4条 法第196条第6項の規定により、議員のうちから選任する委員の数は、2人とする。

(事務局の設置)

第5条 委員に関する事務を処理するため、松戸市監査委員事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(事務局職員の定数)

第6条 事務局職員の定数は、松戸市職員定数条例（昭和24年松戸市条例第22号）の定めるところによる。

(委任規定)

第7条 この条例施行に関し必要な事項は、委員の協議によつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年9月27日松戸市条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日松戸市条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○松戸市監査委員処務規程

昭和56年4月1日

松戸市監査委員訓令第1号

全部改正

改正 昭和60年3月30日監査委員訓令第1号
昭和60年9月30日監査委員訓令第2号
平成3年3月29日監査委員訓令第1号
平成3年9月27日監査委員訓令第2号
平成7年3月31日監査委員訓令第1号
平成8年3月29日監査委員訓令第1号
平成13年3月14日監査委員訓令第1号
平成14年8月6日監査委員訓令第1号
平成20年2月21日監査委員訓令第1号
平成28年3月30日監査委員訓令第1号
令和6年2月29日監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、松戸市監査委員に関する条例（昭和46年松戸市条例第23号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員の担当事務)

第2条 代表監査委員は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 松戸市監査委員事務局（以下「事務局」という。）職員の任免分限等人事に関すること。
- (2) 事務局職員の出張命令に関すること。
- (3) 緊急な事務の処理に関すること。
- (4) 監査委員会議に関すること。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の3第5項に規定する訴訟に関すること。
- (6) 前各号のほか監査委員の処務に関すること。

2 前項第3号の規定により処理した場合代表監査委員は、次の会議で監査委員に報告するものとする。

(事務分掌)

第3条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 監査計画等に関すること。
- (2) 定期監査、行政監査、随時監査等に関すること。
- (3) 現金出納検査に関すること。
- (4) 決算審査及び基金運用状況審査に関すること。
- (5) 健全化判断比率等の審査に関すること。
- (6) 監査、検査、審査等の報告及び公表に関すること。
- (7) 請求監査及び要求監査に関すること。
- (8) 監査資料の収集及び管理に関すること。
- (9) 監査委員会議に関すること。
- (10) 地方自治法第242条の3第5項に規定する訴訟に関すること。
- (11) 公印に関すること。
- (12) 職員の人事に関すること。
- (13) 文書の收受、発送及び管理に関すること。
- (14) 予算及び経理に関すること。
- (15) 事務局の庶務に関すること。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、書記及びその他の職員を置く。

2 事務局長及び書記の補職名及び職制名は、次のとおりとする。

職名	補職名	職制名
事務局長	理事	事務局長
書記	参事	審議監
		参事監
		次長

	参事補	次長
	副参事	専門監
		次長補佐
	主幹	次長補佐
	主査	
	主事	主任主事

3 前項に規定するもののほか補職名及び職制名の付与、職務の級の決定並びに職種名及び職名の使用については、松戸市職員の補職名等に関する規則（平成19年松戸市規則第18号）の例による。

（職務）

第5条 事務局長は、監査委員の命を受けて監査に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 審議監は、事務局長の命を受けて担当事務を処理し、関係事務を統括整理する。

3 参事監は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

4 次長は、上司の命を受けて所属の事務を統轄し、職員を指揮する。

5 専門監は、次長の命を受けて所属の専門的事務を処理し、次長が不在の場合は、その命を受けて所属の事務を総轄し、職員を指揮する。

6 次長補佐は、次長を補佐する。

7 主幹は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

8 主査は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

9 主任主事、主事及び事務員は、上司の命を受けて事務を処理する。

（事務局長専決事項）

第6条 事務局長が専決することができる事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 監査資料の収集に関すること。
- (2) 事務局職員の事務分担に関すること。
- (3) 通例的な渉外連絡に関すること。

- (4) 事務局職員（事務局長を除く。）の服務に関する軽易な事項
- (5) 事務局職員（事務局長を除く。）の研修に関する事。
- (6) 審議監、参事監及び次長の出張命令並びに専門監以下の職員の出泊を要する出張命令に関する事。
- (7) 審議監、参事監及び次長の有給休暇の承認に関する事。
- (8) 事務局職員（事務局長を除く。）の身上諸届及び職員に係る身元保証人に関する事。

(次長専決事項)

第7条 次長が専決することができる事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 所属職員の出張命令（出泊を要するものを除く。）に関する事。
- (2) 所属職員の時外勤務命令に関する事。
- (3) 所属職員の有給休暇の承認に関する事。
- (4) 文書の收受発送に関する事。
- (5) 保存文書の管理及び廃棄に関する事。
- (6) 公文書の開示に関する事。
- (7) 個人情報の開示及び訂正に関する事。
- (8) その他軽易な事務処理に関する事。

(公印)

第8条 公印の種類、名称、規格、使用区分及び管理者等は、別表第1のとおりとし、公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

2 この規程に定めるもののほか、松戸市公印規則（昭和39年松戸市規則第10号）の例による。

(準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、職員の出任、給与、分限及び服務並びに文書管理等については、市長の事務部局の例による。

(委任)

第10条 この規程の施行について、必要な事項は、代表監査委員が定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日松戸市監査委員訓令第1号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日松戸市監査委員訓令第2号）

この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成3年3月29日松戸市監査委員訓令第1号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月27日松戸市監査委員訓令第2号）

この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日松戸市監査委員訓令第1号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日松戸市監査委員訓令第1号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月14日松戸市監査委員訓令第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月6日松戸市監査委員訓令第1号）

この訓令は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成20年2月21日松戸市監査委員訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日松戸市監査委員訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月29日松戸市監査委員訓令第1号）

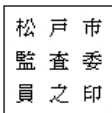
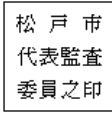
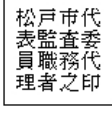
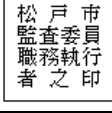
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

名称	公印 番号	規格	書体	使用区分	管理者	個数
監査委員印	1	ミリメ	てん書	監査委員名をもつ	事務局長	1

		一トル 方 20		てする文書		
代表監査委員印	2	方 20	てん書	代表監査委員名を もつてする文書	事務局長	1
代表監査委員職務代 理者印	3	方 20	てん書	代表監査委員職務 代理者名をもつて する文書	事務局長	1
監査委員職務執行者 印	4	方 20	てん書	監査委員職務執行 者名をもつてする 文書	事務局長	1
監査委員事務局長印	5	方 17	てん書	監査委員事務局長 名をもつてする文 書	事務局長	1

別表第 2

公印番号	名称	刻字	印影
1	監査委員印	てん書	
2	代表監査委員印	てん書	
3	代表監査委員職務代理者印	てん書	
4	監査委員職務執行者印	てん書	
5	監査委員事務局長印	てん書	